

パブリックコメント実施結果報告書

| | |
|-------|--------------|
| （担当課） | 福祉保健部福祉保健課 |
| （担当者） | 青山 |
| （連絡先） | 0857-26-7142 |

テーマ： 思いやり駐車場利用証制度（仮称）について

<手段別意見応募件数>（意見件数を記入してください。応募者数は（ ）書きしてください。）

（記入例：1人が提出したものに3つの意見が記載されていた場合 3（1）と記してください。）

| 郵便 | ファックス | 電子メール | 県民室・ 県民局へ | その他の 方法 | 計 |
|------|-------|--------|--------------|------------|--------|
| 1（1） | 17（7） | 26（21） | 5（2） | 22（16） | 71（47） |

その他方法の例：意見交換会、電話、イベント等

<応募意見の政策案等への反映状況>

| 対応状況 | 件数 | 主 な 意 見 |
|-----------------------------|----|--|
| 反映した （一部のみ反映した ものを含む） | 20 | 制度の名称について、思いやりという言葉の裏に差別的感覚があると感じるのをやめてほしい。 身障者用駐車場の横の斜線は何のためにあるのか等、警察や自動車学校、県、市でアピールしていただきたい。モラル・マナーなど心からの気持ちが大切。 利用証の交付窓口について、市町村でも対応できるようにしてほしい。 悪用されないよう有効期限をよくわかるように記載してほしい。 |
| 既に盛り込み済み | 14 | 身障者用駐車場には、車いすの方しか置けないようになっているが、足の悪い私としては、利用できる方向を望んでいる。 対象者に乳幼児連れの場合も加えたらどうか。例えば、乳幼児を複数連れた母親又は父親など、実際駐車場が遠いのはつらい状況にある。 代理人でも申請ができるようにしてほしい。 |
| 今後の検討課題 | 12 | 身体障害者から、駐車場を取り上げてしまうことになるのではないかと。やはり、車いす使用者を第一に優先することを忘れないでほしい。 車いす使用者用と、その他の方とはきちんと駐車場、利用証を分けていただきたい。 利用証を持っていない方が停めた場合に罰則を設けることも検討してほしい。 |
| 対応困難 | 13 | 妊婦さんや高齢者は歩けるのだから対象者に入れることについて反対。 この制度の導入に当たっては、制度専用の駐車場を県の予算で倍増する必要がある。 |
| その他 （例：施策の体系 外の意見等） | 12 | 身体障害者手帳の等級の見直しが必要だと思う。 この制度をきっかけに県民の意識が改善されることを期待する。 |
| 計 | 71 | |

上記分類が困難な場合は、担当課整理による分類でもかまいません。

<意見募集結果概要書を、1部添付してください。>

とりネットのパブコメページ・
県庁ロビー掲示板で公表しま

他の公表方法として該当するものに を付してください。

| | | | | | |
|------------------|----------------|-------------|---------------|---------------|-----|
| とりネット （実施担当課） | 報道機関への 資料提供 | 県議会への報 告 | 県民室等での 縦覧等 | 広報誌等への 掲 載 | その他 |
|------------------|----------------|-------------|---------------|---------------|-----|

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|

その他の例：審議会報告等

「意見募集結果の概要」には、意見に対する県の対応方針も記してください。
参考：H18実施結果 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=24041>